

○第7回農薬第四専門調査会（非公開）

日時：令和3年3月31日（水）14：00～15：54

議事概要：

（1） MCPA

・審議の結果、MCPAの許容一日摂取量（ADI）を0.0019 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.32 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、水稻、とうもろこし等に使用します。今回、インポートトレランス設定（茶）の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2） ホラムスルフロン

・審議の結果、ホラムスルフロンの許容一日摂取量（ADI）を0.5 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、芝に使用します。今回、てんさいへの適用拡大申請がされています。